

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	安芸太田町

安芸太田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 安芸太田町役場産業振興課
所在地 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1
電話番号 0826-28-1973 (産業振興課直通)
FAX番号 0826-28-1218
メールアドレス sangyoshinko@akiota.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、キツネ、アナグマ、ヌートリア、アライグマ、テン、カラス、キジバト、ドバト、トビ、サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）、カワウ、ヒヨドリ、ツキノワグマ 以上19種
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	広島県安芸太田町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	29 a 274千円
	野菜	16 a 30千円
	いも類	2 a 5千円
	その他	5 a 5千円
サル	野菜	88 a 214千円
	いも類	5 a 40千円
タヌキ	野菜	2 a 3千円
サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）	魚類（アマゴ、マス、アユ、コイ）	1, 012千円
カワウ	魚類（アマゴ、マス、アユ、コイ）	1, 875千円
シカ	野菜	1 a 1千円
ツキノワグマ	果樹	23 a 28千円
	その他	2 a 7千円
アナグマ	野菜	1 a 1千円

※記載の無い鳥獣については、被害なし。

(2) 被害の傾向

イノシシは、全町に生息し、特に水稲（食害8月～10月）・野菜（6月～10月）・タケノコ（4月～5月）などに年間を通じて被害を及ぼしている。また、作物被害以外に、畦畔・水路・農道・敷地・休耕地等への掘り起こしが増加しており、深刻な被害となっている。

また、集落内に出没した場合、人身被害も懸念される。

サルは、全町に生息し、野菜（6月～10月）、水稲（8月～10月）を食害し、収穫後の野菜等を狙い、納屋等に侵入する被害も発生している。

人慣れし、集落に依存した個体も増加している。群れで出沒することもあり、人身被害も懸念される。

タヌキ、キツネ、アナグマは全町に生息し、野菜や、倉庫等に侵入し保管している穀類、豆類等（通年）の食害が発生している。

テンは全町に生息しており、住宅等を棲家として糞害が発生している。

ヌートリアは、全町に生息しており、野菜（５月～９月）の被害以外にも水田に穴を掘ることによる漏水被害が出ている。

カラスは、全町に生息し、野菜（６月～１１月）、果樹（９月～１０月）、畜産飼料（通年）に加え、生活環境被害として糞による建物汚損や、ごみ散乱などの被害が発生している。

キジバト、ドバト、ヒヨドリは、全町に生息し、水稻、播種後の種、稚苗や豆類（４月～１１月）の食害が発生している。

トビは、全町に生息し養魚場、釣り堀（通年）に飛来し魚を食害するほか、ごみ集積場を荒らす生活環境被害が発生している。

サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）は全町に生息し、水産資源として放流されたアユ、アマゴ、マス等（通年）を捕食する被害が発生している。

カワウは、全町に生息し水産資源として放流されたアユ、アマゴ、マス等（通年）を捕食する被害が発生している。個体数の増加に伴い、雑魚（ハヤ、ウグイ等）が減少し、今後ますます放流魚（アユ、アマゴ、マス等）の被害量が増加することが懸念される。

また、温井ダムに営巣、コロニーを形成しており、糞による樹木の枯死など環境にも被害が発生している。

アライグマは加計地区で目撃情報があり、住宅等を棲家として糞害や、果樹、野菜等（通年）の被害が懸念される。

また繁殖力が非常に強いことから個体数の増加を警戒する必要がある。

シカは、全町で目撃情報があり、個体数の増加が考えられる。今後、水稻、野菜の農業被害（５月～１１月）のほか、スギ、ヒノキの皮剥ぎ等（通年）の林業被害が懸念される。

ツキノワグマは全町に生息し、隔年ごとの大量出沒を繰り返しており、水稻、野菜、果樹（５月～１１月）の食害のほか、集落内への出沒も多く、人身被害が懸念される。その目撃数も増加しており出沒時における住民の精神的被害は甚大なものがある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
イノシシ	52 a 314千円	47 a 283千円
サル	93 a 254千円	84 a 229千円
タヌキ、キツネ、アナグマ	3 a 4千円	3 a 4千円
ヌートリア	—	—
カラス	—	—
ヒヨドリ	—	—
キジバト、ドバト	—	—
トビ	—	—
サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）	農業 —	—
	水産 — 1,012千円	911千円
カワウ	— 1,875千円	1,687千円
アライグマ	—	—
テン	—	—
シカ	1 a 1千円	1 a 1千円
ツキノワグマ	25 a 35千円	23 a 32千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	町では鳥獣被害対策実施隊を任命し、猟友会と連携して、捕獲体制の整備をしてきた。 捕獲手段については、銃器、箱わな、	・高齢化による狩猟者の減少により、捕獲の担い手の育成が急務となっている。 ・安全かつ効果的な捕獲ができるよう継続した安全講習や技術研修が必要であ

	<p>囲いわなを使用している。</p> <p>捕獲機材の導入等に関しては、様々な有害鳥獣捕獲に対応できる捕獲檻等の整備を行った。</p> <p>捕獲鳥獣の処理方法については埋却及び食肉処理加工場により処分している。</p>	<p>る。</p> <p>・目撃情報が増加するシカについて、周辺市町では大きな被害が継続して発生しており、初期防除が重要となる。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取り組み</p>	<p>町では、有害鳥獣被害防止対策事業を実施し、侵入防止柵設置者に対して補助を行っている。</p> <p>(補助率2分の1 補助上限20万円)</p> <p>自己防衛としての、侵入防止柵の設置、緩衝帯整備についても助成し取り組みを進めている。</p> <p>集落に鳥獣を寄せ付けない方策として放任果樹の除去、追払い活動の必要性について啓発を行った。</p>	<p>これまでに町及び農業共済組合等の助成を受けながら、鳥獣被害が発生する地区の侵入防止柵設置は一定程度進んでいる。</p> <p>しかし設置状況が悪く被害が発生することも多いため、設置技術研修やモデル園を設置し技術を普及させることが必要である。</p> <p>また有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈払いなど住民に対する啓発活動を行なう必要がある。</p> <p>集落自らの取り組みとして、鳥獣を寄せ付けない活動に対する支援の強化を行い、周辺集落へ波及させていくことが必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>(有害捕獲) 捕獲について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① わな講習会等に積極的に参加し、捕獲技術の向上に努め効率的な捕獲に取り組む。 ② 安全な捕獲を進めるため安全講習会への参加を促し、安全技術の習得を進める。 ③ 特に被害の集中する期間に集中捕獲を実施し、鳥獣被害の軽減を図る。 <p>(有害捕獲) 捕獲体制について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 鳥獣被害対策実施隊が中心となり追払い、捕獲活動を行う。 ② 捕獲担い手の育成を図るため、狩猟免許取得経費の助成を行う。 <p>(被害防除)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 侵入防止柵の設置を推進する。 ② 集落自らが鳥獣を寄せ付けない活動を行う場合、支援を行い、その効果を波及させていく。 ③ 関係機関が実施する研修会に実施隊員に参加してもらい、集落の環境改善等の啓発活動等に取り組む。 <p>(生息環境管理)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 放任果樹の除去及び緩衝帯の設置を進め、鳥獣の生息エリアと集落の境界の明確化に

取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

被害情報及び被害発生予察に基づき、有害鳥獣捕獲実施計画を作成し、捕獲活動は、鳥獣被害対策実施隊が中心となり実施する。

(令和元年度任命状況)

- ・ 鳥獣被害対策実施隊員 68名
- ・ 鳥獣被害対策実施隊補助員 5名 合計 73名

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	全般	被害情報及び被害発生予察に基づき捕獲活動を実施するほか、集落自らが鳥獣を寄せ付けない活動を行う場合、支援を行い、その効果の普及啓発を行う。 捕獲担い手の若返りを図るため、引き続き狩猟免許取得経費の助成を行う。
	○イノシシ	安全で効果的に捕獲できる箱わな及び囲いわなを主体に実施する。また、近年わなに慣れた個体が増加しているため捕獲技術の向上に取り組む。猟期の捕獲についても、猟友会と協議し進めていく。
	○シカ	被害の実態に沿い、効果的な捕獲方法を検討する。銃器、箱わなによる捕獲を実施し、個体数の減少に取り組む。猟期の捕獲についても、猟友会と協議し進めていく。
	○サル	被害の実態に沿い、箱わなによる捕獲を実施し、合わせて集落ぐるみでの追払い活動や不要果樹除去等の啓発を行う。 また、テレメトリー調査により、群れ、個体数及び行動パターンの把握を行う。
	○タヌキ、キツネ、アナグマ	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。
	○ヌートリア	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。
	○アライグマ	生息情報を確認し、初期防除を徹底する。
	○テン	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。
	○カラス	被害の実態に沿った防除を検討し、捕獲を行う。個体数の多い集落には餌の量も豊富と考えられることから餌発生源対策が必要である。
	○ヒヨドリ	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。
	○キジバト、ドバト	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。
	○トビ	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。

	○サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。
	○カワウ	銃器による捕獲を行い、広島県等関係機関と協力し効果的な対策を検討する。また太田川水系カワウ対策協議会の構成員として積極的に活動に参加していく。 カワウの効果的な防除方法の確立を国、県、関係機関に要望していく。
	○ツキノワグマ	第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画により対応する。また目撃数は近年増加しており、今後大量出没が発生する年には相当な被害が想定されるため、町として個体数を減少させる取り組みとして狩猟解禁を要望していく。
3年度	同上	同上
4年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>広島県鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。</p>	
<p>平成30年度捕獲実績</p>	
・イノシシ	147頭
・シカ	1頭
・サル	10頭
・タヌキ	21匹
・キツネ	5匹
・アナグマ	5匹
・ヌートリア	0匹
・アライグマ	0匹
・テン	1匹
・カラス	27羽
・キジバト	0羽
・ドバト	16羽
・トビ	0羽
・コサギ	0羽
・ゴイサギ	0羽
・アオサギ	50羽
・カワウ	63羽
・ツキノワグマ	6頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ	180	180	180
シカ	20	20	20
サル	30	30	30
タヌキ、キツネ、アナグマ	70	70	70
ヌートリア	20	20	20
アライグマ	10	10	10
テン	10	10	10
カラス	100	100	100
キジバト、ドバト	50	50	50
トビ	10	10	10
サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）	100	100	100
カワウ	150	150	150
ヒヨドリ	20	20	20
ツキノワグマ	第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画により捕獲		

捕獲等の取組内容
<p>毎年度作成する有害鳥獣捕獲実施計画を上限として捕獲を実施する。</p> <p>被害状況の確認及び被害発生予察に基づき以下の内容で捕獲を実施する。</p> <p>イノシシ、サル、シカについては銃器、囲いわな及び箱わなにより捕獲を実施する。タヌキ、キツネ、ヌートリア、アナグマ、アライグマ、テンについては主に小型箱わなにより捕獲を実施する。カラス、ヒヨドリ、キジバト、ドバト、トビ、サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）、カワウについては、銃器及び箱わな（カラスのみ）による捕獲のほか、漁業被害をもたらすコサギ、ゴイサギ、アオサギ、カワウについてはわな等の効果的な捕獲方法を検討し漁協等関係機関と連携し取り組む。</p> <p>ツキノワグマについては被害の状況により県の許可を得、箱わなにより捕獲を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及び取組内容
大型獣の有害捕獲や人身被害の恐れがある場合に使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ シカ サル タヌキ キツネ アナグマ ヌートリア アライグマ テン ツキノワグマ	侵入防止柵 8,000m (電気柵、トタン、網)	侵入防止柵 8,000m (電気柵、トタン、網)	侵入防止柵 8,000m (電気柵、トタン、網)

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、キツネ、アナグマ、ヌートリア、アライグマ、テン、カラス、キジバト、ドバト、トビ、コサギ、ゴイサギ、アオサギ、カワウ、ヒヨドリ、ツキノワグマ	有害鳥獣捕獲実施計画に基づき効果的な捕獲を推進するとともに、自己防衛として集落ぐるみでの追払い、緩衝帯及び侵入防止柵設置などの取り組みを推進していく。 (捕獲方法) ・銃器 ・箱わな、囲いわな
3年度	同上	同上
4年度	同上	同上

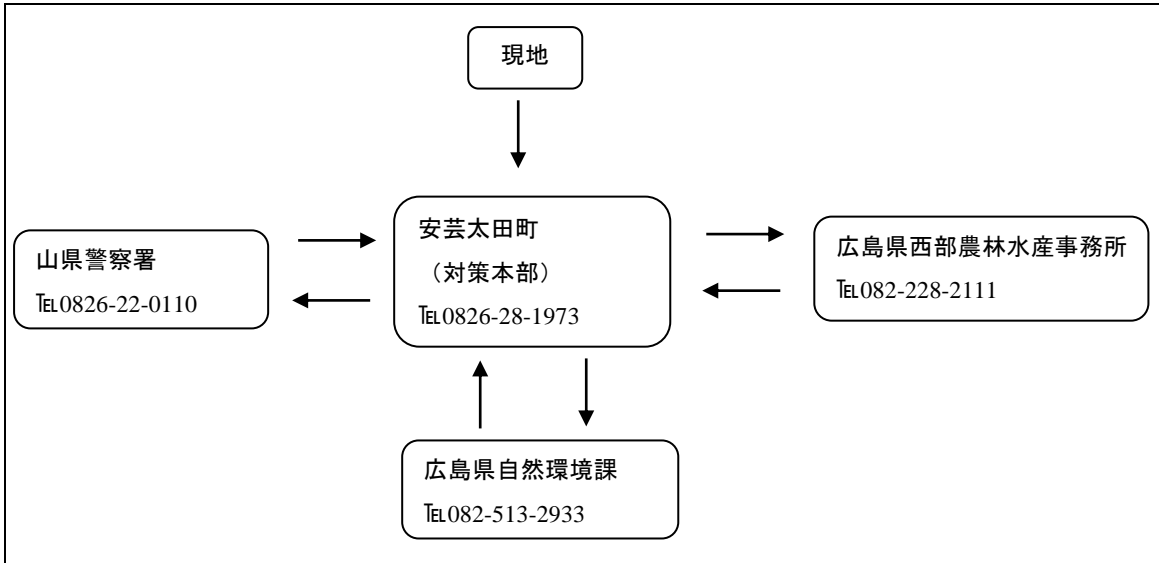
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
安芸太田町	情報収集、連絡調整、安芸太田町鳥獣被害対策実施隊に関すること。 有害鳥獣捕獲等の許可（ツキノワグマ以外）
山県警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言
広島県西部農林水産事務所	有害鳥獣捕獲等の許可（ツキノワグマ）

広島県自然環境課	有害鳥獣被害防止に関する指導、助言
----------	-------------------

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については有害鳥獣捕獲従事者により適正に処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

平成27年4月から安芸太田食肉処理加工場を稼働しており、食品衛生責任者の立会いの下イノシシ及びシカの処理加工が行える。処理頭数の増加や販路の開拓を検討する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	安芸太田町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
安芸太田町	鳥獣被害防止に関する助言・指導
広島市農業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言・指導
広島県山県警察署	安全捕獲の指導・不測の事態が生じた場合の対応
広島森林管理署	国有林野の被害情報の提供及び協力
広島県鳥獣保護管理員	鳥獣被害防止に関する助言・指導
太田川森林組合	林業の被害情報の提供及び協力
三段峡漁業協同組合	水産業被害情報の提供と協力
太田川上流漁業協同組合	水産業被害情報の提供と協力
安芸太田町農業委員会	農業の被害情報の提供及び協力
広島県農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供
安芸太田町有害鳥獣捕獲班	鳥獣被害防止施策への協力

高田山県猟友会	鳥獣被害防止施策への協力
---------	--------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県農林水産局 農業技術課	鳥獣被害対策の指導、助言
広島県西部農林水産事務所	鳥獣被害防止に関する指導、助言
広島県西部農業技術指導所	技術指導等
広島市	鳥獣被害防止に関する情報交換
廿日市市	鳥獣被害防止に関する情報交換
北広島町	鳥獣被害防止に関する情報交換

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

○令和元年度任命状況	
・ 鳥獣被害対策実施隊員	68名
(内訳) 町職員	9名
民間	59名
・ 鳥獣被害対策実施隊補助員	5名
(内訳) 民間	5名
	合計 73名
○業務の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の捕獲に関すること。 ・ その他鳥獣被害防止対策に関すること。 	
(安芸太田町鳥獣被害対策実施隊設置要綱第5条)	

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>新たな狩猟免許所持者の確保に向け広報活動を展開し、合わせて免許取得経費の助成を行い、担い手育成を図る。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊に対する猟銃等の取扱い研修会の実施。</p>

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>着実な被害軽減のためには、防衛・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が必要であり、有害鳥獣被害を一人ひとりの問題として捉え、地域をあげて取り組めるよう推進していく。</p>
